

目 次  
第1号（1月31日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	4
事務局職員出席者 .....	4
説明のため出席した者の職氏名 .....	4
開 会 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
町長提出第1号議案 .....	5
町長提出第2号議案 .....	7
町長提出第3号議案 .....	9
町長提出第4号議案 .....	12
町長提出第5号議案 .....	13
町長提出第6号議案 .....	21
町長提出第7号議案 .....	24
町長提出第8号議案 .....	26
町長提出第9号議案 .....	28
議員派遣の件 .....	30
閉 会 .....	31
署 名 .....	32

津和野町告示第1号

令和2年第1回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年1月20日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和2年1月31日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宏文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君

御手洗 剛君  
寺戸 昌子君  
岡田 克也君

三浦 英治君  
後山 幸次君  
沖田 守君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和2年 第1回(臨時)津和野町議会 会議録(第1日)

令和2年1月31日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年1月31日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提出第1号議案 事業契約変更契約の締結について(地域優良賃貸住宅)
- 日程第4 町長提出第2号議案 事業契約変更契約の締結について(つわの暮らし推進住宅)
- 日程第5 町長提出第3号議案 平成31年度町道滝谷1号線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第6 町長提出第4号議案 平成31年度町道商人線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第7 町長提出第5号議案 津和野町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 町長提出第6号議案 津和野町空家活用定住住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 町長提出第7号議案 津和野町町営塾日原の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 町長提出第8号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第9号議案 平成31年度津和野町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第12 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長提出第1号議案 事業契約変更契約の締結について(地域優良賃貸住宅)

日程第4 町長提出第2号議案 事業契約変更契約の締結について(つわの暮らし推進住宅)

日程第5 町長提出第3号議案 平成31年度町道滝谷1号線道路改良工事請負契約の締結について

日程第6 町長提出第4号議案 平成31年度町道商人線道路改良工事請負契約の締結について

日程第7 町長提出第5号議案 津和野町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第8 町長提出第6号議案 津和野町空家活用定住住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第9 町長提出第7号議案 津和野町町営塾日原の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第10 町長提出第8号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第11 町長提出第9号議案 平成31年度津和野町一般会計補正予算(第7号)

日程第12 議員派遣の件

---

出席議員(12名)

1番 草田 吉丸君

2番 米澤 宏文君

3番 川田 剛君

4番 道信 俊昭君

5番 板垣 敬司君

6番 丁 泰仁君

7番 御手洗 剛君

8番 三浦 英治君

9番 寺戸 昌子君

10番 後山 幸次君

11番 岡田 克也君

12番 沖田 守君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	島田 賢司君
教育長	.....	世良 清美君	総務財政課長	.....	岩本 要二君
税務住民課長	.....	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長	.....				内藤 雅義君
医療対策課長	.....	下森 定君	農林課長	.....	久保 睦夫君
商工観光課長	.....	藤山 宏君	環境生活課長	.....	清水 浩志君
建設課長	.....	益井 仁志君	教育次長	.....	齋藤 道夫君
会計管理者	.....	青木早知枝君			

---

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。寒い日が続いてはおりますが、そうは申しましても積雪もなく穏やかな、ある意味では1月の月ではないかと、かように思います。

去る20日から通常国会が始まって、今、衆参で委員会が開催されております。我が国を代表する衆参の両議院の国会の状況をテレビで見させていただくと、まことに嘆かわしい、こういう人たちが我が国のリーダーでやっておいでになるという、その会合というものがこのような低落かと思って、腹立たしく毎日テレビを見ておりますが、皆さん方も見られて同じ心境ではないかなと、かように思います。

きょうは、令和2年第1回津和野町議会臨時会が招集されました。議員各位にはおそろいで出席をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和2年第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、川田剛君、4番、道信俊昭君を指名いたします。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第1号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第1号事業契約変更契約の締結について（地域優良賃貸住宅）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様おはようございます。本日は臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今臨時議会に提案をいたします案件は、契約案件4件、条例案件4件、補正予算案件1件の合計9案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第1号でございますが、事業契約変更契約の締結について（地域優良賃貸住宅）、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） おはようございます。それでは、議案第1号について御説明をさせていただきたいと思っております。

事業名につきましては、津和野町定住推進住宅整備事業（地域優良賃貸住宅整備）、事業場所は津和野町森村地内でございます。

2番目として、契約の方法、随意契約。

3番目、契約の金額2億1,350万3,525円。変更前の金額2億1,135万6,246円。変更額214万7,279円。

4、事業日程でございます。変更前維持管理・運営終了日、令和31年3月31日。変更後維持管理・運営終了日、令和32年3月31日。

5番目、契約の相手方、住所、島根県鹿足郡津和野町瀧元58番地1。氏名、株式会社津和野町森村定住推進住宅、代表取締役、橋本稔広。

裏面をごらんいただきたいと思います。

資料1としましては、事業契約変更仮契約書の写しを添付させていただいております。

資料2といたしまして、この事業契約の変更理由について資料を提出をさせていただいております。

まず、(1)の契約代金の増額でございますが、①といたしまして消費税法の改正による増額分ということで、維持管理、運営分、8%から10%ということで、180万3,608円。

それから、②番目といたしまして、あと期間の延長の理由も御説明いたしますが、その期間延長に伴いまして、特別目的会社SPC借入金利息期間延長1年分ということで、借入金8,555万2,000円に対する増分といたしまして、34万3,671円。

この二つの理由によりまして、増額分が214万7,279円ということで変更をさせていただきますということでございます。

また、事業日程の延長につきましては、29年の維持管理ということで、これにつきましては、若干、発掘調査等で事業の開始が遅れまして、もともと30年というような計画の中でこの事業を行う予定でしたが、1年間短くなったというところの部分で、家賃収入と指定管理者の指定管理料の差から生じる私どもの基金積立額、これにつきまして1,000万円程度確保させていただきたいということで、今現在、单身棟家賃4万2,000円、家族棟家賃を6万円として、90%の入居率で計算をしておりますが、そういったところで、この1年を延長することによって600万円程度の家賃収入を見込んでおります。

そういったことで、29年から30年の1年間延長して、基金の総額を1,000万円以上積み立てたいというところも含めて、事業日程の延長とさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第1号事業契約変更契約の締結について（地域優良賃貸住宅）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第2号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第2号事業契約変更契約の締結について（つわの暮らし推進住宅）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第2号でございますが、事業契約変更契約の締結について（つわの暮らし推進住宅）、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第2号について御説明をいたします。

つわの暮らし推進住宅の事業契約の変更ということでございます。

事業名は、津和野町定住推進住宅整備事業（つわの暮らし推進住宅整備）、事業場所は津和野町部栄地内でございます。

契約の方法でございます、随意契約。

3番目、契約の金額9,597万5,000円。変更前の金額9,423万円。変更額174万5,000円。

4番、契約の相手方でございます、住所、島根県鹿足郡津和野町青原777番地1。氏名、株式会社ゆとりライフ、代表取締役、長嶺近人でございます。

1枚めくっていただきまして、資料1としまして、事業契約変更仮契約書の写しを添付させていただいております。

資料2のほうをごらんください。

3番目といたしまして、事業契約変更理由ということで、記載させていただきました。理由につきましては、契約代金の増額ということで、消費税法の改正による増額分174万5,000円。内訳といたしましては、下の表にありますように、施設整備費に係るものが168万円、維持管理費・運営費に係るものが6万5,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ちょっと済みませんが、先ほどの分については施設整備についての消費税の増額に対する変更がないように、いわゆる参考資料のところの2の施設整備費に係る部分での消費税増額に対する差額は生じていないというふうに感じていますが、今回の畑迫にある分については168万円が消費税として差額が増額になっておりますが、前案件とこの案件の性格の違いを教えてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） これ契約時が、結局、昨年6月ぐらいの最初の契約のところで、取り扱いのところが畑迫のつわの暮らし推進住宅の部分と、それから森村の住宅の部分のスタートの時期が若干異なっております。

森村のほうが早かったというところで、ある程度、8%、10%というところの部分の、要は取り扱い要綱というものが発出されておるんですが、その部分のところで消費

税の増額分というところの契約の時期的なものでずれが生じているということであり  
ます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起  
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第2号事業契約変更  
契約の締結について（つわの暮らし推進住宅）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5、議案第3号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第3号平成31年度町道滝谷1号線道路改良  
工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第3号でございますが、平成31年度町道滝  
谷1号線道路改良工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでござい  
ます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） それでは、議案第3号平成31年度町道滝谷1号線道路  
改良工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

工事名につきましては、平成31年度町道滝谷1号線道路改良工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札。

契約の金額でございますが、5,164万6,100円でございます。うち消費税が4  
69万5,100円でございます。

契約の工期が、着工につきましては、議会議決のあった翌日、それから完了につつま  
しては、令和2年3月末を予定しております。

契約の相手方でございますが、島根県鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、堀建設株式  
会社、代表取締役、堀大地でございます。

この入札の入札日は、令和2年1月20日ございまして、落札率は90.7%でござ  
います。

裏面に資料として契約書の写しを添付しております。

町道滝谷1号線の概要でございますが、総延長996.9メートル、車道幅員はおおむね4メートル未満の町道でございます。

それでは、工事の内容につきまして概要を御説明申し上げます。

図面、A3で横の参考資料1をごらんください。

赤く示してあります部分が今回工事をする箇所でございます。施行位置につきましては、相撲ヶ原地区でございます。

向かって左側が県道須川谷日原線方面でございます、向かって右側が林道三子山方面でございます。

改良の延長は、図面にも書いてありますが、約249メートルでございます。

主な工事としましては、道路加工が一式、のり面工が74メートル、コンクリートブロック積み工が426平米、排水構造物、側溝ですが、これが224メートル、舗装工がアスファルト舗装で1,071平米、それから路側防護柵工、これはガードレールのことですが、これが156メートルの設置をそれぞれ予定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 済みません、課長さん、落札率をもう1回教えてください。それと、何社が参加入札されているのか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） それでは、落札率につきましては90.7%でございます。それで、応札をされた業者が7業者でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） それでは質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第3号平成31年度町道滝谷1号線道路改良工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6．議案第4号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第4号平成31年度町道商人線道路改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第4号でございますが、平成31年度町道商人線道路改良工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） それでは、議案第4号平成31年度町道商人線道路改良工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

工事名でございますが、平成31年度町道商人線道路改良工事でございます。

契約の方法、一般競争入札でございます。

契約の金額でございますが、6,403万1,000円でございます。うち消費税が582万1,000円でございます。

契約の工期でございますが、着工につきましては、津和野町議会の議決のあった翌日、完成が令和2年3月末を予定をしております。

契約の相手方でございますが、住所、島根県鹿足郡津和野町枕瀬545番地1、内田建設株式会社、代表取締役、内田勝久でございます。

この入札の入札日は、令和2年1月20日ございまして、落札率は90.7%でございます。先ほどと一緒です。

裏面に資料としまして契約書の写しを添付をしております。

町道商人線の概要でございますが、総延長が4,919メートル、車道幅員はおおむね4メートル未満の町道でございます。

工事の内容につきまして概要を御説明申し上げます。

A3の横の図面、参考資料1をごらんください。

赤く示してある部分が今回工事を実施する箇所でございます。

向かって右側が日原方面、左側が津和野方面でございます。図面で言えば、上側が山側で下が谷側というふうになっております。

主な工事としましては、道路加工が一式、それから、のり面工が57メートル、コンクリートブロック積み工が118平米、補強土壁工が50.7メートル、側溝工が130メートル、それから路側防護柵工、ガードレールでございますが、これが45メートルの設置をそれぞれ予定をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。10番、後山君。

- 議員（10番 後山 幸次君） 課長さん、ついでに何社が参加されているか。
- 議長（沖田 守君） 建設課長。
- 建設課長（益井 仁志君） 申しわけございません。応札の業者につきましては10社でございます。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ありませんので質疑を終結します。
- これより討論に入ります。まず本案件に反対者の発言を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。
- これより議案第4号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第4号平成31年度町道商人線道路改良工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第5号

- 議長（沖田 守君） 日程第7、議案第5号津和野町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。
- 執行部より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（下森 博之君） 議案第5号でございますが、津和野町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。
- 詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。
- 議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。
- つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第5号について御説明をいたします。
- まず、津和野町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例、第1条でございます、趣旨ということで、この条例は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び地方自治法に基づき、地域優良賃貸住宅、駐車場及び共同施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとしております。
- 第2条は定義ということでございます。
- 第3条が設置ということで、第3条第2項でございます、地域優良賃貸住宅、駐車場及び共同施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとするということで、一番後ろのページのところで別表第1ということでつけさせていただいております。

まず、森村住宅1号棟、津和野町森村口123番地1ということでございます。津和野町の森村の1号棟につきましては、単身棟ということで、川があって道路側の入って右、すぐのところが単身棟ということになります。1号棟ということになります。

それから、小学校側の奥のほうが森村住宅2号棟ということで、これは世帯棟ということになります。位置といたしましては、森村口123番地3ということでございます。

単身棟、第1号棟につきましては、道路から手前側でございますが、1号棟の棟の中に8戸入る予定になっておりまして、大体が35平米程度の床面積になっております。

それから、第2号棟の世帯棟は、津和野小学校側の奥のほうになりますが、これについては4戸が入居できるようになっております。これが大体70平米ぐらいの床面積ということでありまして。

(1) 番目のところは、住宅のところで名称と位置を記載をさせていただいております。

(2) 番目のところ、駐車場ということで、1号棟に8カ所、これは1号棟の8世帯、単身棟で入れるということで、1世帯当たり一つの駐車場を割り振っております。

それから、住宅の123番地の3につきましては、これについては世帯棟ということで、1世帯当たり2つの駐車場ということで、8つの駐車場を整備をしているところでございます。

1号棟と2号棟を合わせまして16の駐車場ということになりますが、共同でお客さん等が来られた場合ということで、5つの駐車場を確保しております。合計21の駐車場を今回設けさせていただいて、この入居された方が利用されるような形で考えているということでありまして。

一応、第3条関係の位置につきましては、そういったところで、単身棟、世帯棟、それから駐車場ということで記載をさせていただいているところであります。

別表2と3につきましては、後ほど利用料ということで出てきますので、後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

表のほうにまた戻っていただきまして、第4条でございます、指定管理者による管理ということで、この地域優良賃貸住宅につきましては、PFI法で事業を行っております。3月の定例会でこの条例をお認めいただいたあとに、指定管理者の指定議案というのを提案させていただく予定にしておりますが、この住宅につきましては、指定管理者による管理で行わせさせていただきたいということでありまして。

1枚めくっていただきまして、第5条でございますが、指定管理者の業務ということで、敷金、家賃の徴収、それから入居の手続、その他駐車場含めて指定管理者が全て行うということにしております。

第6条は入居者の公募の方法。第7条は公募の例外ということでございまして、第8条が入居者の資格ということでありまして。

地域優良賃貸住宅ということで、町として今考えている入居者の資格、これが第8条第1号に掲げるものでございます。子育て世帯、それから新婚世帯、それからその他町長が必要と認める世帯ということで、これは医療従事者の方、あるいは福祉の従事者の方、そういった方もこの住宅に入っていただくような考え方の中で、第2号につきましては、所得が月額48万7,000円というところで基準的には考えているということでもあります。

地域優良賃貸住宅につきましては、標準条例がございますので、そういったところも習いながらこの条例を組み立てているということでもあります。

第9条は入居の申し込み決定。第10条、入居者の選考。第11条、入居補欠者。第12条が入居の手続。第13条、同居の承認。それから、次にいきまして、第14条が入居の継承ということになります。

第15条、家賃の決定ということで、これがまた別表第2ということで、これは駐車料とあわせて御説明をさせていただきます。

また、一番最後のページをごらんいただきたいと思いますが、第15条関係でございます、单身棟につきましては、月額4万2,000円を設定させていただいております。それから、世帯棟については6万円ということで、この4万2,000円と6万円を基本にいたしまして、先ほど事業契約の変更のところでも申し上げた、指定管理者のほうにPFI法で今回の資金を借り入れていただいておりますので、その借り入れ、あるいは指定管理料を差し引いた残りがこの家賃のところ、1,200万円程度の収入というところを基金で積む予定にしているということでもあります。

それから、またもとへ戻りますが、第16条が家賃の減免、徴収猶予。それから第17条が家賃の納付。第18条、家賃の督促ということになります。

第19条、敷金ということで、敷金につきましては、3カ月分の家賃に相当する金額の範囲で敷金を徴収させていただくということで考えております。

第20条は修繕の実施及び費用の負担。第21条が入居者の費用負担義務。第22条、入居者の保管義務等。それから第23条、24条までが入居者の保管義務等でございます。

第25条、住宅の検査及び原状回復。

第26条が住宅の明け渡し請求ということで、第2号のところに入居者を3月以上滞納したときということで、3カ月以上滞納した場合は明け渡しをするということで規定をさせていただいております。

第28条が駐車場の使用ということで、これは別表第3のほうになりますが、1区画3,000円ということで決めさせていただいております。

この駐車場の使用料につきましては、先ほどの家賃に準用する規定を第31条で設けているということで、駐車場につきましても敷金として3カ月分徴収するというところで、条例上は規定をさせていただきたいということでもあります。

第32条が使用許可の取り消し。それから第33条、罰則というようなところで、この条例は公布の日から施行するという事で考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ちょっとまとめたいと思いますが、非常にこの場所がいいので、町民のほうからここは公募するのかと、そういう声が多いんですよ。聞いていて。家賃が幾らぐらいになるのかなということで、つまり場所がいいから入りたいということですね。すぐ決まりそうなんです。

この家賃4万2,000円と6万円というのは、これは入居者は駐車場を含めた金額ですか、それとも駐車場は別個、つまり4万2,000円プラス駐車場、入った人は大体車を持っていますから3,000円ということですね。そうするとまた上がるわけですか。

それともう1個は、これ今8戸、4戸ですけど、単身棟8戸、それから世帯棟4戸ですね、全部で12戸として、それでこのうち何戸公募する予定なんです。つまり例の高校生の寮の問題に兼ねると、それと医療関係者、医療従事者、そういう人たちに優先的に一応配慮するというような話でしたけど、そこを引いてね、大体公募するんだったら何を何戸。単身棟を何戸、世帯棟を何戸公募するのか、ちゃんとここら辺をちょっと明示してください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のところで、医療従事者の方と介護とか福祉の関係の従事者の方ということで要望があります。医療対策課と健康福祉課と協議をして、大体半分はどちらの棟もその要望によって埋めさせていただきたいというところで考えております。

津和野高校の部分につきましては、今、寮以外のところでということで、下宿が3世帯の方が大丈夫ですということで届け出をしていただいております。ここは教育移住ということで、世帯棟を1世帯ぐらいのところに入るか入らないかということになると思います。

今はまだ決定がされておられませんので、見込みとしては半分ちょっとということで今考えておまして、今から公募もかけていきますが、残りは半数よりちょっと以下になるというようなところで今考えておるということでもあります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ちょっと駐車場を21カ所用意しているというので、これは入居者、単身棟、世帯棟含めて12戸、そうすると余りますよね、21から12引くと。その分は公募するわけですか。どういうふうに扱うのかちょっと。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 世帯棟については2台ずつということで8カ所ですね。それから単身棟については1台ずつということで、これも8カ所ということになります。残り5カ所駐車場を整備しますが、これについては来客用等で使用していただくということで考えておりますので、ここを他の入居される以外の人が使うということの想定はしていないということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 今の駐車場の関係でございますが、世帯棟と単身棟それぞれあるということではありますが、この残りの部分と言いますか、多い部分ですね、この利用についてはそこに在住される人の希望によって対応するという、また使用料についてどういうふうになるのか。来客用というふうに言われましたが、これについては個人が来客用に申請すると言いますか、申し込むという形になるのかどうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 条例の中に第28条といたしまして、地域優良賃貸住宅の駐車場を使用することができる者は、地域優良賃貸住宅の入居者または同居者で、みずから使用するため駐車場を必要とする者とするということで規定をさせていただいております。

したがって、基本割り当ては2台と1台ということで考えております。あと残りの5台という部分は、駐車場を3台ほしいと言われる方がおられたときにどうするかということではありますが、私どもはこの5台分については共同施設ということで、駐車場は皆さん来客用で使ってくださいということで、ここは駐車料はいらぬエリアとして活用していただきたいということで考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 第8条の（2）ですが、所得が48万7,000円以下であること、例えばこれは共働き世帯でこれを超えたらだめということですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） これは一応、地域優良賃貸住宅ということで48万7,000円、月額所得でございます。所得が48万7,000円というところは、これは共働きというところより、1人当たりというところがあるかと思いますが、もしここにお医者さんが入られた場合、もう超えてしまうということにもなるんですが、このところをある程度基準として一応うたっております、超えた場合でも町長が判断をして入居させる場合があるというところで規定をさせていただいております。

そういったところで、一応、標準で地域優良賃貸住宅で言いますと、この金額が大体入れる上限だということで、標準金額がこれだということで私どもとしては押さえているということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 第8条、入居者の資格であります、これは若い者がこの中に入ってくる、子育て所帯とか新婚所帯とか、それか町長が必要と認める所帯というふうにあります、若い人が入るのであんまり病気とかそういうことは考えられないとは思いますが、第16条の家賃の減免で徴収猶予があるんですが、これは入居者または同居者が病気にかかったときというふうなことが書いてあるんですが、病気にもいろいろあるんですが、この線引きというのはどのように考えておられるのか。まず病気にかかったときに医者診断書によって決まるのか、そういうところのことはどうでございますか。また先で出たときに決めるのか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） お若い方でも脳梗塞とか、要は就業できない状態というような病気に罹患された場合にですね、あと、がんとかというようなところで、実際に収入が途絶えたというところについては、そういった減免、徴収猶予というところを今考えているところであります。

先ほど御説明させていただいたときに、標準条例に習いこの条例もつくっておりますので、大体この地域優良賃貸住宅を自治体で建設された場合はこういった条例になろうかと思えます。

そういったところで、事例としてじゃあ何カ月程度就業できないのかというようなところも含めて、判断についてはそういった状況等も見させていただいて、この病気の際の徴収猶予については細かく規定をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第5号津和野町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第6号津和野町空家活用定住住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第6号でございますが、津和野町空家活用定住住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第6号について御説明をいたします。

まず、津和野町空家活用定住住宅の設置及び管理に関する条例、第1条、趣旨でございます、この条例は定住推進対策として、UIターン者や町内に定着した若者、移住・定住者世帯の人口増加及び定住化のため整備する津和野町空家活用定住住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条が設置ということで、定住住宅の名称及び設置場所は定住住宅一覧表（別表）のとおりとするということで、ちょっとまた最後のほうになりますが、この別表をごらんいただきたいと思っております。

これは、先般、議会のほうで医療従事者住宅ということで、今まであった野口の住宅でございます、ちょっと上のほうに上がっていくところになりますが、住所的には河村1159番地6、それから2号棟が1159番地21、3号棟が1159番地22ということで、4棟同じような建物が建っております。

そのうち1棟については、今現在入居者がおられて医療従事者の住宅として機能しているということで、3棟分だけこの条例の医療従事者から外させていただいて、今回こういったリホームと言うか、リノベーションをさせていただいて、定住推進住宅として設置及び管理に関する条例を制定するということでもあります。

3棟ございますが、どの建物も建築年度は平成4年ということでもあります。木造2階建てということで、面積が104.55平方メートルということもございます。

ここにつきましてもPFIの事業で行っております。県の補助金の交付をいただきまして、残りについては民間資金で借りさせていただいて、私どもは家賃を徴収して、その家賃からSPCのほうにお金を返すというような形になっております。

家賃設定につきましては4万5,000円ということで、今設定をさせていただいております。

野口のそういう住宅ということで、また後ほど基金等についても御説明をさせていただきたいと思っておりますが、第2条関係についてはそういうことで、またもとのほうに戻っていただければと思っております。

第3条でございます、ここについても指定管理者による管理ということでございまして、本日お認めをいただければ、3月の定例会のところで指定管理者の指定議案を提出させていただきたいというふうに考えております。

第4条は指定管理者が行う業務ということでございまして、1号が敷金、家賃の徴収に関する業務、2号が定住住宅の維持管理に関する業務、それから3号が入居者募集に関する業務というようなどころを中心に行っていただくものでございます。

第5条は入居者の公募の方法でございます。第6条が例外ということで、入居者の資格が第7条に記載をさせていただきました。

ここにつきましては、今までもつわの暮らし推進住宅ということで整備をさせていただいておりますが、そういったところで定住住宅については、津和野町に移住定住する意思がある者、それから自治組織に加入し地域活動等に貢献する意思を有する者であるということで規定をさせていただいております。

第8条は入居の申し込み及び決定。第9条は入居の選定。第10条、入居手続ということで、第11条が同居の承認。入居の承継が第12条ということで考えております。

家賃は、先ほど御説明いたしましたように4万5,000円ということで考えております。これは基本的には中古物件ということでございますので、10年間の指定管理期間を予定しております。この金額で先ほどと同じように90%の入居率というようなどころで、家賃を原資として指定管理料をお支払いして、その残りの部分を10年間基金として積み立てますが、10年間の基金の総額は175万円を今予定をしております。

第14条は変更の通知。第15条は家賃の減免または徴収猶予。それから第16条が家賃の納付ということで規定をさせていただいております。

次に、第17条が敷金ということで、この住宅につきましても3カ月分の家賃に相当する額を敷金として徴収をさせていただくということにしております。

第18条は督促及び延滞金の徴収。第19条、修繕費用の負担。それから第20条が入居者の費用負担義務。第21条、入居者の保管義務等、それから第22条は迷惑行為の禁止というようなどころの規定をさせていただいております。

第23条は禁止事項。定住住宅の検査が第24条。

第25条に定住住宅の明け渡し請求ということで、この住宅も森村の住宅と同じように、家賃を3月以上滞納した場合は明け渡していただくというような規定を設けております。

説明は以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第6号津和野町空家活用定住住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第7号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第7号津和野町町営塾日原の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第7号でございますが、津和野町町営塾日原の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第7号について御説明をいたします。

津和野町町営塾日原の設置及び管理に関する条例ということでございます。

趣旨につきまして、第1条で規定をさせていただいております。この条例は津和野町町営塾日原の設置及び管理について必要な事項を定めるものとするということでございます。

設置目的、第2条、町長は、町内の学習環境を確保し、実践的な英語力の強化をみずから学び、みずからの可能性を広げることを目的として設置するということであります。

第3条が名称及び位置ということでございまして、名称につきましては、津和野町町営塾日原、位置につきましては、津和野町枕瀬218番地7ということでございます。

これは、もともと今の日原診療所の道路を隔てて向かい側の医療従事者、特に院長先生が今までお住まいになったところであろうと思いますが、2戸同じような建物が木造2階建てで建っております。それを先般の議会のところで一応その条例については廃止をされて、今回この町営塾として教室等に畳の部屋等を改築させていただいて、町営塾の日原会場としてこの建物を使用させていただきたいということで、今回この設置管理条例を提案をさせていただくということになります。

今現在、日原地域については、かわべのほうで週2回、この英語塾等を行っておりますが、今回これを整備することにより4月1日から日原の中学校の対象生徒、今大体、平成30年度で30名程度、日原中学校の生徒がこの塾のほうに通われております。

津和野中学校が、30年度ですので1年前ということになります、24名ということで、中学コースについては大体54名、30年度に通われているというような実績の中で、かわべから4月1日からはこちらの津和野町町営塾日原のほうに移って英語の勉強をしていただくというような形の中で、位置及び名称のところについてはそういう施設にさせていただいたということでもあります。

第4条が事業ということで、第2条の目的を達成するため、次の事業を行うということで、学校と連携した教育活動、それから子供たちの学力向上、津和野町の人づくり事業、そういったところで教育委員会とも連携をさせていただいて、活用をさせていただきということで考えております。

第5条は管理運営ということで、この施設につきましても指定管理者の制度を導入させていただきたいというふうに考えております。本日お認めいただければ、3月の定例議会のほうで指定議案のほう提案をさせていただきたいというところでもあります。

続いて、第6条が指定管理者が行う業務ということで、施設の利用許可、利用料金の收受、施設の維持管理に関して業務を行うということにしております。

大体、この施設を塾として運営するには200万円程度の、今、金額がいるということで試算をしております。

その200万円というのは、講師の謝金、あるいは電気、水道料含めて、今、津和野高校後援会のほうに委託料として出させていただいている部分の一部を、この指定管理料として使うというような形になろうかと思いますが、津和野中学校の場合は、今のHAN-KOH英語塾をやっている津和野高校の横の同窓会館で、この英語塾については今やっているというところでもあります。

第7条、利用の制限。第8条、利用の許可。

第9条が取り消しということで、第10条には、一応、利用料ということで、これは町外の方、あるいは地元のNPOの方、そういった方が使われた場合に、一応、利用料というのを定めております。

別表第1ということで、第10条関係でございますが、講義室、自習室、それぞれ1階のほうに設置をさせていただいておりますが、大体500円を徴収するというところで提案をさせていただきたいと思っております。

第11条が利用料の減免。第12条は現状の回復。第13条は損害賠償及び届け出。第14条が委任ということで、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第7号津和野町町営塾日原の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10．議案第8号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第8号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第8号でございますが、つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第8号について御説明をいたします。

つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということでございます。

つわの暮らし推進住宅につきましては、青原、左鑑、木部ということで、今まで3カ所この住宅の整備を行ってきました。このたび畑迫のほうの住宅が完成ということで、3世帯入る予定になっております。

一応、今回から平屋と2階ということで、選択をさせていただけるような制度も設けて、入居の方と相談をさせていただいて、団地の1号というのが木造の2階建てということになります。110.96平方メートルということで、若干、平屋建てより大きい面積になりますが、家賃3万円。

それから2号棟が、これは真ん中のほうに平屋建てがありますが、3世帯並んで木部方面に1世帯ずつ今建っておりますが、その真ん中のところが平屋建てということで94.76平方メートル、これについても家賃3万円。

あと3号が、一番奥になりますが、木造2階建ての110.96平方メートル、家賃3万円ということでこの条例に追加をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第8号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11．議案第9号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第9号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第9号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ178万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ90億2,377万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第9号を御説明いたします。

歳出の主なものから御説明をいたしますので、10ページをお開きください。

教育費の養老館費でございます、生きた歴史体感プログラム事業といたしまして、委託料として文化財保護活用事業委託料64万9,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、予備費でございますが、予算調整として19万8,000円の増額を計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、8ページにお戻りください。

地方交付税では、普通交付税を100万円計上しております。

国庫支出金の教育費国庫補助金として、生きた歴史体感プログラム事業に伴い、文化財保存活用事業費補助金78万円を増額計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） これは、ちょっと1号議案で議決されておりますけども、こういう補正をかけるときには債務負担行為の補正も必要ではないかと思うんですが、その点についてちょっとお聞きします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 1号議案ということで、地域優良賃貸住宅の関係での債務負担行為ということでしょうか。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 今回こういう歳入、この文化財に関して、これに関してはそれはないのかどうか。補正をかけるときには債務負担行為の補正も必要になってくるわけですけど、この場合は必要ないのか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 本事業につきましては、今回お認めいただけましたら3月末で事業が完了するというところでございますので、債務負担行為のほうは必要ないかと思えます。

○議長（沖田 守君） いいね。わかりましたか。いいですか。

○議員（8番 三浦 英治君） はい。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 第1号議案の地域優良賃貸住宅、それから第2号議案のつわの暮らし推進住宅につきましては、債務負担行為は最初のところで議決をいただいておりますが、その範囲内ということで、今回の債務負担行為の変更は生じないということでもあります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） ちょっと金額もですけども、当然、債務負担行為の補正に関しては事項があって、期間、限度、だから期間に関してちょっと気になったので。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 期間については、延長ということになっておりますので、これについては債務負担行為の変更をする必要があるということで、今

回の部分に出すか、それか、今、指定議案というのを3月定例会のほうで出します。これは設管条例が通らないと、この指定議案というところは指定管理者に対しての、要は指定をしないとそういった期間というところがついてくるものでございますので、3月議会のほうで期間の延長についてはあわせて提案をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） いいですか。

○議員（8番 三浦 英治君） はい。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第9号平成31年度町津和野町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なし認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定いたしました。

---

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程、全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和2年第1回津和野町議会臨時会を閉会します。

午前10時07分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員